

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請の概要
(第1回分割申請分)

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役社長
瓜生 道明

申請年月日等：

平成30年1月31日 (原発本第301号)

平成30年2月28日 (原発本第328号) 一部補正

平成30年4月 3日 (原発本第 4号) 一部補正

2. 発電所の名称及び位置

名称：川内原子力発電所

位置：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 1, 780, 000 kW

第1号機： 890, 000 kW (今回申請分)

第2号機： 890, 000 kW

周波数：60Hz

4. 申請範囲

(一) 原子力設備

2 原子炉冷却系統設備

[Redacted]

[Redacted] 主配管

3 計測制御系統設備

[Redacted]

[Redacted] 主配管

7 原子炉格納施設

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 主配管

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備及び原子炉格納施設の改造

6. 申請理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正

並びに関連規則の改正による特定重大事故等に対処するために必要な設備の工事に伴い、電気事業法及び原子力発電工作物の保安に関する命令に規定される原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備及び原子炉格納施設に関連する設備の改造工事を実施する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件(同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。)に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。